

## 第1期中期目標期間終了時の積立金の繰越承認について

### 1 法的根拠（地方独立行政法人法第40条第4項等）

（利益及び損失の処理等）

○地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度において

#### （1）損失がある場合（前事業年度からの繰越含）

積立金により損失を埋めなければならない。

⇒該当なし。

#### （2）損失を埋め、残余の積立金（剰余金）が生じる場合

残余の積立金のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところ（※1）により、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

⇒該当：平成22年度～平成27年度において  
21,505,862円の積立金が生じている。

○設立団体の長は、残余の積立金（剰余金）による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（※1）認可中期計画の定めるところ…第2期中期計画中

「第9 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる」

### 2 金沢美大繰越承認申請額

21,505,862円-

### 3 金沢美大における積立金（剰余金）推移

年 度	期首残高	積立額(※2)	取崩額	期末残高
平成 22 年度	—	—	—	—
平成 23 年度	—	50,069,395 円	3,646,228 円	46,423,167 円
平成 24 年度	46,423,167 円	11,130,161 円	31,043,235 円	26,510,093 円
平成 25 年度	26,510,093 円	15,314,582 円	10,999,675 円	30,825,000 円
平成 26 年度	30,825,000 円	11,847,348 円	28,199,273 円	14,473,075 円
平成 27 年度	14,473,075 円	34,573,339 円	31,839,204 円	17,207,210 円 +4,298,652 円 <u>21,505,862 円</u> (※3)

(※2) 積立額については各年度とも目的積立金として認定。

(※3) 平成 22 年度～平成 27 年度：目的積立金残高 17,207,210 円と平成 27 年度未処分  
利  
益 4,298,652 円の合算。

### 4 承認に対する考え方

第 1 期中期目標期間中、各事業年度における積立金（剰余金）は全額経営努力分の剰余金である目的積立金として各年度の評価委員会で認定されている。従って積立金（剰余金）の残額を第 2 期中期目標期間への繰越額として承認する。

(参考)

第 1 期中期目標期間終了年度

平成 25 年度(公立はこだて未来大外：3 法人)

：目的積立金として認定した部分を第 2 期中期目標期間へ財源繰越

平成 26 年度(新潟県大外：6 法人)

：目的積立金として認定した部分を第 2 期中期目標期間へ財源繰越